

## 令和2年度 第2回理事会議事録

1. 開催日時：令和2年10月2日（金）18：30～20：00
2. 開催場所：web会議
3. 出席者  
理事：青木究 泉伸二 小野達也 喜井澄香 清水俊行 濱田覚 久枝正実 野村祐介  
宮崎昌彦 山田文哉 山本将太 山本良輔  
監事：田邊芳郎
4. 議事
  - 1) 開会の挨拶  
宮崎会長より理事会開催の挨拶があった。
  - 2) 書記の選出  
野村事務局長が書記に選出された。
  - 3) 各委員会報告
    - ・血液浄化委員会  
令和3年1月31日(日)に「I-HDF」をテーマとしたWebセミナーを開催するために現在準備を行っている。  
また今年度中に県下の血液透析を実施している施設を対象にCOVID-19感染症対策についてのアンケートを実施するため現在準備を進めている。  
血液浄化技術学会が実施しているStepUPビデオセミナーについて今年度においてはオンライン配信という形で行われるため、当会としてはその情報提供という形で協力を行う。
      - ・呼吸療法委員会、循環器委員会、若手委員会  
今年度のセミナーはCOVID-19の影響により開催はせず、来年度に開催を予定する。
      - ・HP委員会  
HPリニューアルに向けた活動を実施中。
      - ・組織委員会  
今年度開催目標にしていた施設代表者会議の開催はCOVID-19の影響もあり開催は難しいと判断し断念することとし来期以降の開催を検討する。
  - 4) Web会議システムの導入について  
宮崎会長よりコロナ禍において全国規模の学会でもweb会議やセミナーを行うことが一般的になっており当会でも今後取り入れていきたいと考えている旨説明があった。議論の結果、県技士会でZoomウェビナーを契約することで満場一致で承認された。
  - 5) 学生会員規程の制定について  
宮崎組織委員長より学生会員規程および関連規程の変更(資料1)について説明があった。議論の結果、学生会員規程の制定および規程変更内容について満場一致で承認された。
  - 6) 日本臨床工学技士会全国代表者会議の参加報告  
第30回日本臨床工学会と併せて開催される全国代表者会議へ宮崎会長と野村事務局長がweb形式で参加した。宮崎会長よりタスク・シフト/シェアの進捗状況について報告があった。また、第31回日本臨床工学会は熊本県で開催される旨、報告があった。
  - 7) 中四国臨床工学技士会連絡協議会について  
現在、10月末および11月中に開催するよう調整中である。
  - 8) その他
    - ・10月1日より日臨工が実施している業務実態調査への対応について
      - ① 回答率100%を目指す。
      - ② 県下各施設への連絡について役員が担当制で当たる。
      - ③ 各委員にも委員長が協力を要請する。以上のことについて確認を行い対応していくことで一致した。

・山本将太理事より令和2年度会誌の広告募集について現時点で残り9枠となっており各理事へ協力依頼があった。また新人紹介文についても各施設で提出をお願いするよう依頼があった。

・中学校への職業説明会への参加  
当会へ西条市立西条東中学校より令和3年2月頃に行われる職業説明会への参加依頼があった。コロナ禍であり感染拡大時には急遽参加できない場合もあることをお伝えした上で依頼を引き受けることとなった。なお職業説明会には2名を派遣する予定である。

9) 事務局報告

野村事務局長より令和2年6月25日に事務局移転に伴う定款変更について登記完了した旨説明があった。前回理事会より新入会員11名、退会1名の報告があり、満場一致で承認された。

10) 第3回理事会の日程調整

令和2年12月初旬予定

5. 議事録確認

野村事務局長より議事録の確認があり満場一致で承認された。議事録には出席した理事及び監事が記名押印する。

出席理事

宮崎昌彦	泉伸	山田文哉	野村祐介	青木究	小野達也
喜井澄香	清水俊行	濱田寛	久枝正実	山本将太	山本良輔

出席監事

田邊芳郎

6. 閉会挨拶

泉副会長より閉会の挨拶があった。

## 資料1

### 一般社団愛媛県臨床工学技士会 学生会員規程 (案)

#### 第1条 (入会)

学生会員として入会を希望する者は、当会が定める所定の入会方法により申し込みを行なう。

#### 第2条 (入会金及び会費)

学生会員は、入会金及び会費を無料とする。

#### 第3条 (権利)

1. 当会メールマガジンに登録できる
2. 臨床工学技士養成校卒業後1年以内に当会正会員へ登録を行なう場合、入会金の免除を受けることができる。

#### 第4条 (会員の資格喪失)

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 入会事業年度が終了したとき
2. 臨床工学技士養成校を退学したとき
3. 退会したとき
4. 死亡したとき
5. 除名されたとき
6. 本会が解散したとき

#### 第5条 (退会)

学生会員は当会が定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

#### 第6条 (除名)

会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 本会の定款又は規則に違反したとき
2. 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
3. その他の正当な事由があるとき

前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

#### 第7条 (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

会員が第4条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返納しない。

## 一般社団法人愛媛県臨床工学技士会 会費規程

第1条 この規程は定款第8条による会費納入について定める。正会員の会費、賛助会員の会費は、次の通りとする。

1. 一般社団法人愛媛県臨床工学技士会正会員会費  
年 額 5,000円  
(新入会費) 入会金5,000円
2. 一般社団法人愛媛県臨床工学技士会賛助会員会費  
年 額 10,000円  
(新入会費) 入会金10,000円
3. 一般社団法人愛媛県臨床工学技士会学生会員会費  
年 額 0円  
(新入会費) 入会金0円

第2条 会費の納入は、毎年5月末日までに当該事業年度分を納入しなくてはならない。但し、名誉会員は、本会の会費を免除する。

第3条 この規程は、理事会の決議を経て、社員総会の議決を経なければ変更することができない。

### 附 則

この規程は、平成24年4月14日から施行する。

一般社団法人愛媛県臨床工学技士会 会員規程

第1条 会員の権能を次のごとく定める。

第2条 正会員は次の権能を持つ。

1. 総会に出席し議決権を有する
2. 役員の選挙権、被選挙権を有する
3. 本会の発行する刊行物に投稿し、またこれを受領する権利を有する
4. その他本会の事業に参加する権利を有する

第3条 賛助会員は次の権能を持つ。

1. 総会に出席する権利は有するが、発言権ならびに議決権は有しない
2. 本会の発行する刊行物に投稿し、またこれを受領する権利を有する
3. 本会が主催、共催する展示会への出展と本会の発行する刊行物への広告を優先的に掲載する権利を有する
4. その他本会の事業に参加する権利を有する

第4条 名誉会員は次の権能を持つ。

1. 本会に対して、助言を与える権利を有する
2. 総会に出席し発言権は有するが、議決権は有しない
3. 本会の発行する刊行物に投稿し、またこれを受領する権利を有する
4. その他本会の事業に参加する権利を有する

第5条 学生会員は次の権能を持つ。

1. 総会に出席する権利は有するが、発言権ならびに議決権は有しない
2. 本会の発行するメールマガジンを受領する権利を有する

第6条 この規程は理事会の議決を経なければ変更することができない。

第7条 学生会員は次の権能を持つ。

1. 総会に出席する権利は有するが、発言権ならびに議決権は有しない
2. 本会のメールマガジンを受領する権利を有する
3. 本会が主催、共催する展示会への出展と本会の発行する刊行物への広告を優先的に掲載する権利を有する

付 則

この規程は、平成24年4月14日から施行する。